

令和5年（ネオ）第10028号 請求異議上告提起事件

（原審・知的財産高等裁判所令和4年（ネ）第10101号）

決 定

東京都新宿区新宿二丁目5番3号AMビル9階

上 告 人	株式会社リプロライフ
同代表者代表取締役	桑 山 正 成
同訴訟代理人弁護士	松 本 賢 人
同	能 勢 章

静岡県富士市柳島100番地10

被 上 告 人	株式会社北里コーポレーション
同代表者代表取締役	井 上 太
同訴訟代理人弁護士	日 野 修 男

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、本件上告状には、上告理由の記載がなく、かつ、上告人が上告提起通知書の送達を受けた令和5年10月10日から民事訴訟規則194条所定の期間内に、上告理由書を提出しなかったことが明らかである。

よって、民事訴訟法316条1項2号、67条1項、61条を適用して主文のとおり決定する。

令和5年12月8日

知的財産高等裁判所第3部

裁判長裁判官

東 海 林



裁判官

今

井

弘

晃



裁判官

水

野

正

則



これは謄本である。

令和5年12月11日

知的財産高等裁判所第3部

裁判所書記官 坂 下 千香子

